

## 山梨県安心こども基金不妊に悩む方への特定治療支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県安心こども基金不妊に悩む方への特定治療支援事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、不妊治療のうち体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）並びに男性不妊治療について、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、その経済的負担の軽減を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で交付する。

### (補助金の交付の対象)

第3条 この補助金は、平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知・令和4年2月21日第三十二次改正）の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）に基づき県内の中核市（以下「中核市」という。）が行う、不妊に悩む方への特定治療支援事業（不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分）（運営要領別添26の3に基づく事業）に要する経費について、交付の対象とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2欄に定める基準額を算出する。
- (2) 別表第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年5月1日厚生労働省発会0430第2号）に定める交付対象事業に該当し、同要綱別紙により算定した額を充当する場合を除く。）を控除した額を算出する。
- (3) (1)により算出された額と(2)により算出された額を比較して少ない方の額を選定し、その額に別表第4欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

### (補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助金の交付を受けようとする中核市の長（以下「市長」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第1号-1）、収支予算（見込）書抄本、その他必要な書類を添えて、別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、中止(廃止)承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(状況報告)

第7条 知事は、必要があると認める場合、市長に対し、補助事業の遂行及び収支の状況について報告させることができる。

(実績報告書の様式、提出期限)

第8条 市長は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書(様式第4号)に事業報告書(様式第4号-1)、収支決算(見込)書、その他必要な書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

- 第9条 知事は、必要があると認める場合には、予算の範囲内で、市長に対し、概算払いにより交付することができる。
- 2 中核市は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第10条 市長は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助事業が完了した日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和3年3月23日から施行し、令和3年1月1日以降に終了した特定不妊治療及びそれに付随する男性不妊治療に適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は令和4年3月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 改正後のこの要綱の規定は、運営要領別添26の3に基づき助成の対象となる特定不妊治療及びそれに付随する男性不妊治療に適用し、令和3年度までに終了した特定不妊治療及びそれに付随する男性不妊治療については、なお従前の例による。